

京都府においても緊急事態宣言の発令により、「特定警戒都道府県」の指定を受けたことに伴い、京都府行政書士会では以下のような取り組みを行います。ご理解の程、お願い申し上げます。

- 1.当面の間、無料相談会は中止いたします。
- 2.当面の間、研修会は開催致しません。
- 3.事務手続等は郵送申請を行ってください。
- 4.事務局の開局時間は変更しませんが、執務体制を縮小します。